



# 山形県公報

平成25年8月20日（火）  
第2471号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…915
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…916
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…同
- 定置漁業の免許の内容となるべき事項等の決定……………（水産課）…同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…917
- 民有保安林の指定の解除……………（森林課）…同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…918
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 県証紙売りさばき人の指定……………（会計局）…919
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（ 同 ）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…同
- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………（市町村課）…920
- 指定管理者の募集……………（都市計画課）…922

## 告 示

### 山形県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 阿部医院              | 鶴岡市湯温海甲122番地1       | 平成25. 6. 1 |
| くしびき調剤薬局          | 鶴岡市西荒屋字川原田88番地      | 同 7. 1     |

**山形県告示第751号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 阿部医院              | 鶴岡市湯温海甲122番地1       | 平成25. 5. 31 |
| くしびき調剤薬局          | 鶴岡市西荒屋字川原田88番地      | 同 6. 30     |

**山形県告示第752号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類     | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|------------------------------|---------------------|------------|
| にしき調剤薬局           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 鶴岡市錦町17番6号 コーポ錦1F   | 平成25. 6. 1 |
| デイサービスさくら         | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護          | 米沢市桜木町1番74号         | 同 7. 24    |

**山形県告示第753号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公示番号 海定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期               | 漁場の位置       | 漁 場 の 区 域                                                                                                                                                                   | 制限又は条件                                           |
|------|--------|--------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 12月1日から<br>8月31日まで | 鶴岡市三瀬<br>地先 | 次のイからハまでの各点を<br>順次に結んだ線及びイとハを<br>結んだ線によって囲まれた区<br>域（方位は真方位とする。）<br>イ 定置基点第1号（鶴岡<br>市三瀬地内立岩の頂点）<br>から312度2,170メートル<br>の点<br>ロ イから305度880メー<br>トルの点<br>ハ イから335度880メー<br>トルの点 | 漁具の上辺が水面下5メートル<br>以上の深さになるように漁具を<br>設置しなければならない。 |

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年10月31日まで
- (4) 地元地区 鶴岡市由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、三瀬、小波渡及び堅苔沢
- (5) 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

2 公示番号 海定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期               | 漁場の位置        | 漁場の区域                                                                                                                                                                                  | 制限又は条件                                           |
|------|--------|--------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 4月1日から<br>12月31日まで | 鶴岡市鼠ヶ<br>関地先 | 次のイからニまでの各点を<br>順次に結んだ線及びイとニを<br>結んだ線によって囲まれた区<br>域（方位は真方位とする。）<br>イ 定置基点第2号（鶴岡<br>市鼠ヶ関地内弁天島沖の<br>芽）<br>ロ イから180度100メー<br>トルの点<br>ハ イから259度1,100メー<br>トルの点<br>ニ イから301度1,050メー<br>トルの点 | かき網の基点は<br>沖の芽から100<br>メートル以上離<br>さなければなら<br>ない。 |

- (2) 免許予定日 平成26年1月1日
- (3) 申請期間 告示の日から平成25年10月31日まで
- (4) 地元地区 鶴岡市鼠ヶ関、早田、小岩川及び大岩川
- (5) 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

山形県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内赤川土地改良区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金：猪子地区）
- 2 認可年月日  
平成25年8月7日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字岩倉下鳥屋892の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
林道用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第756号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年8月20日から同年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 曲川新庄線
  - 2 供用開始の区間 新庄市金沢字吉袋850番から  
同 字中関屋702番3まで
  - 3 供用開始の期日 平成25年8月22日
- 

**山形県告示第757号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市（一部）地域
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成25年8月1日から平成25年12月20日まで
  - 3 作業の種類  
基準点測量 現地測量（数値地形図作成）
- 

**山形県告示第758号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市安田地域
  - 2 公共測量を実施した期間  
平成24年8月17日から平成25年2月21日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第759号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年7月30日 指令置総建第28号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市三間通字東蕨田19番1の一部
  - 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市三間通25番地4  
置賜ツバメ石油株式会社
-

**山形県告示第760号**

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日      |
|--------------------------|---------------|------------|------------|
| 有限会社鈴木印刷<br>代表取締役 鈴木 章太郎 | 尾花沢市上町五丁目5番1号 | 同左         | 平成25. 8. 5 |

**山形県告示第761号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |             |                  |   |
|---|-------------|------------------|---|
| 「 | 西友仙台泉<br>支店 | 仙台市泉区桂一丁目1番<br>1 | を |
|---|-------------|------------------|---|

|   |       |                      |       |
|---|-------|----------------------|-------|
| 「 | 泉中央支店 | 仙台市泉区泉中央一丁目<br>16番地6 | に改める。 |
|---|-------|----------------------|-------|

**附 則**

この規程は、平成25年8月20日から施行する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人コミュスクエア
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 学
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市泉町二丁目1-6 両銀泉町ビル417号室
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象として現在のインターネット社会に於いて利用者の安全なインターネット活用及びインターネット犯罪からの保護の推進とともに、地域の結婚活動を推進し、地域繁栄に寄与することのほか、子どもの健全育成及び社会教育の推進を図ることを目的とする。

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年8月20日

山形県市町村職員共済組合

理事長 市川 昭 男

1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一部<br>事務組合等 | 合計 |
|----|----|---|-------------|----|
| 13 | 19 | 3 | 19          | 54 |

2 組合員数及び給料月額について

| 組合員の種別               | 一般     | 市町村長      | 特定消防    | 市町村長<br>長期組合員 | 長期組合員 | 船員一般 | 任意継続    |
|----------------------|--------|-----------|---------|---------------|-------|------|---------|
| 組合員数(人)              | 14,262 | 35        | 1,393   | 0             | 0     | 5    | 381     |
| 給料月額(千円)             | 長期     | 4,719,056 | 21,259  | 417,832       | 0     | 0    | 1,417   |
|                      | 短期     | 4,739,267 | 25,974  | 417,832       | 0     | 0    | 1,417   |
| 1人当たり<br>給料月額<br>(円) | 長期     | 330,883   | 607,400 | 299,951       | 0     | 0    | 283,589 |
|                      | 短期     | 332,300   | 742,129 | 299,951       | 0     | 0    | 283,589 |

3 組合職員の数について

(単位：人)

| 経理単位 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 物資 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 人員   | 17 | 4  | 13 | 2  | 1  | 1  | 38 |

4 各経理単位の収支状況について

(単位：千円)

| 区分        | 短期        | 長期         | 預託金管理   | 業務      | 保健      | 宿泊      | 貯金      | 貸付      | 物資     |
|-----------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| (収入)      |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 負担金       | 4,199,581 | 14,945,766 |         | 158,498 | 324,638 |         |         |         |        |
| 掛金        | 4,310,246 | 7,780,004  |         |         | 200,191 |         |         |         |        |
| 施設収入・商品売上 |           |            |         |         |         | 252,803 |         |         |        |
| 連合会交付金    | 420,018   |            |         | 65,635  |         |         |         | 997     |        |
| 利息及び配当金等  | 604       |            | 207,521 | 364     | 904     | 99      | 220,010 | 27      | 9      |
| その他収入     | 2,430     |            |         | 25      | 132     | 2,171   |         | 201,142 | 46,732 |
| 他経理からの繰入金 |           |            |         | 29,308  |         | 195,650 |         |         |        |

|             |           |            |         |         |          |         |         |         |          |
|-------------|-----------|------------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 前年度繰越支払準備金  | 655,562   |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 計           | 9,588,441 | 22,725,770 | 207,521 | 253,830 | 525,865  | 450,723 | 220,010 | 202,166 | 46,741   |
| (支出)        |           |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 給付金         | 4,482,917 |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 役員員給与       |           |            |         | 119,451 | 27,910   | 128,698 | 13,121  | 7,085   | 8,405    |
| 旅費・事務費      |           |            |         | 11,300  | 2,022    | 3,710   | 1,821   | 1,399   | 1,550    |
| 商品仕入・飲食材料費等 |           |            |         |         |          | 71,352  |         |         |          |
| 委託費         |           |            |         | 1,656   | 2,573    | 1,620   |         |         | 3,200    |
| 支払利息        |           |            | 207,521 |         |          |         | 122,223 | 169,697 | 11,280   |
| 連合会払込金      | 128,638   |            |         |         |          |         |         | 9,058   |          |
| 負担金払込金      |           | 14,945,766 |         |         |          |         |         |         |          |
| 掛金払込金       |           | 7,780,004  |         |         |          |         |         |         |          |
| 事務費負担金払込金   |           |            |         | 70,470  |          |         |         |         |          |
| 連合会拠出金      | 400,847   |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 老人保健拠出金     | 62        |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 退職者給付拠出金    | 425,898   |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 前期高齢者納付金    | 1,354,501 |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 後期高齢者支援金    | 1,638,422 |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 病床転換支援金     |           |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 介護納付金       | 656,649   |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 他経理への繰入金    | 29,308    |            |         |         | 160,650  |         |         |         | 35,000   |
| その他支出       | 9,341     |            |         | 31,451  | 352,601  | 132,551 | 13,995  | 3,766   | 6,480    |
| 次年度繰越支払準備金  | 690,684   |            |         |         |          |         |         |         |          |
| 計           | 9,817,267 | 22,725,770 | 207,521 | 234,328 | 545,756  | 337,931 | 151,160 | 191,005 | 65,915   |
| 当期利益金       | △ 228,826 | 0          | 0       | 19,502  | △ 19,891 | 112,792 | 68,850  | 11,161  | △ 19,174 |

## 5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位：千円)

| 区 分     | 短 期       | 長 期       | 預託金管理     | 業 務     | 保 健     | 宿 泊       | 貯 金        | 貸 付       | 物 資     |
|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|-----------|---------|
| (資 産)   |           |           |           |         |         |           |            |           |         |
| 流 動 資 産 | 1,102,419 | 2,081,242 | 593,010   | 370,836 | 700,359 | 420,383   | 3,947,297  | 272,876   | 608,546 |
| 固 定 資 産 |           |           | 8,626,264 | 5,182   | 2,935   | 1,093,888 | 14,598,487 | 7,108,419 | 526     |
| 計       | 1,102,419 | 2,081,242 | 9,219,274 | 376,018 | 703,294 | 1,514,271 | 18,545,784 | 7,381,295 | 609,072 |
| (負債・資本) |           |           |           |         |         |           |            |           |         |
| 流 動 負 債 | 34,672    | 2,081,242 |           | 3,736   | 30,029  | 9,624     | 17,561,893 | 291       | 2,582   |
| 固 定 負 債 | 690,684   |           | 9,219,274 | 82,337  | 23,761  | 75,902    | 6,500      | 6,766,105 | 471,498 |
| 剰 余 金   | 377,063   |           |           | 289,945 | 649,504 | 1,428,745 | 977,391    | 614,899   | 134,992 |
| 計       | 1,102,419 | 2,081,242 | 9,219,274 | 376,018 | 703,294 | 1,514,271 | 18,545,784 | 7,381,295 | 609,072 |

山形県総合運動公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県総合運動公園
- (2) 所在地 天童市山王、荒谷及び芳賀地内

## 2 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成25年8月20日（火）から同年10月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当

郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023-621-8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成25年9月26日（木）から同年10月1日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成25年 8 月20日印刷  
平成25年 8 月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056